

滋賀県建設工事等競争入札参加者の格付および選定基準の改正について

1 請負工事標準額等の改正

昨今の急激な物価高騰を踏まえ、本年4月から、工事の発注にあたり、格付区分のある全ての業種で、従前の格付に見合う発注が可能となるよう、格付ごとの下限額を国の見直しに準じて、約14%引き上げる。

2 別表4 格付区分および請負工事標準額等の廃止

国土強靱化緊急対策による発注量増加への対応として「土木一式工事」および「舗装工事」の請負標準額については、平成31年4月1日から暫定的に別表4を適用しているが、今般、国において国土強靱化実施中期計画の策定が進められており、今後も国土強靱化にかかる対策が継続すると見込まれることから、別表4を廃止し、別表1に統合する。

【別表1】

(土木一式工事)

	改正前 (暫定措置である別表4標準額)	改正後 (R7.4.1適用)
区 分	請 負 工 事 標 準 額	請 負 工 事 標 準 額
一 号	12,000万円以上	14,000万円以上
二 号	7,000万円以上 ～12,000万円未満	8,000万円以上 ～14,000万円未満
三 号	2,500万円以上 ～ 7,000万円未満	3,000万円以上 ～ 8,000万円未満
四 号	800万円以上 ～ 2,500万円未満	900万円以上 ～ 3,000万円未満
五 号	800万円未満	900万円未満

(建築一式工事)

	改正前	改正後 (R7.4.1適用)
区 分	請 負 工 事 標 準 額	請 負 工 事 標 準 額
一 号	9,000万円以上	10,000万円以上
二 号	5,000万円以上 ～ 9,000万円未満	6,000万円以上 ～10,000万円未満
三 号	2,500万円以上 ～ 5,000万円未満	3,000万円以上 ～ 6,000万円未満
四 号	1,300万円以上 ～ 2,500万円未満	1,500万円以上 ～ 3,000万円未満
五 号	1,300万円未満	1,500万円未満

(舗装工事)

	改正前 (暫定措置である別表4標準額)	改正後 (R7.4.1適用)
区 分	請 負 工 事 標 準 額	請 負 工 事 標 準 額
一 号	2,500万円以上	3,000万円以上
二 号	800万円以上 ～ 2,500万円未満	900万円以上 ～ 3,000万円未満
三 号	800万円未満	900万円未満

(電気設備工事)

	改正前	改正後 (R7.4.1適用)
区 分	請 負 工 事 標 準 額	請 負 工 事 標 準 額
一 号	2,500万円以上	3,000万円以上
二 号	1,300万円以上 ～ 2,500万円未満	1,500万円以上 ～ 3,000万円未満
三 号	1,300万円未満	1,500万円未満

(給排水冷暖房工事)

	改正前	改正後 (R7.4.1適用)
区 分	請 負 工 事 標 準 額	請 負 工 事 標 準 額
一 号	2,500万円以上	3,000万円以上
二 号	1,300万円以上 ～ 2,500万円未満	1,500万円以上 ～ 3,000万円未満
三 号	1,300万円未満	1,500万円未満

(造園工事)

	改正前	改正後 (R7.4.1適用)
区 分	請 負 工 事 標 準 額	請 負 工 事 標 準 額
一 号	2,000万円以上	2,300万円以上
二 号	700万円以上 ～ 2,000万円未満	800万円以上 ～ 2,300万円未満
三 号	700万円未満	800万円未満

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。